

<論 文>

中国輸出還付金の政策分析

解 宏

要旨

輸出還付金政策は中国製品の輸出促進に重要な役割を果たしており、その過程で次第に政府の経済に対するマクロコントロール手段になってきた。中国経済発展の現実からみると、この政策には大きな変化がないだろう。しかし、当面この政策について、輸出税金の徴収問題、そして中央と地方政府の利益配分という2つの問題が存在している。

1 輸出還付金政策の発展

1994年の税制改革は、原則的に輸出製品が徹底的に税金を還付すると主張しましたが、実務の場合、輸出還付金率はすでに経済のマクロコントロール手段の一つになって、大分変わってきた。実際には、輸出還付金率のとぎらない調整について、『徹底的な還付金』はすでに税収管理の実情に合わなくて、ただ理論の空想にすぎない。例えば、脱税の問題は深刻なため、1995年、中央政府はこの脱税の局面を治めるように、やむをえず輸出還付金率を下げることになっていた。輸出還付金率の頻繁変更について、もう一つ重要な原因は、1997年、東南アジア金融危機にあたって、中国はデフレより輸出還付金率を上げる政策に基づいて、輸出を励むことにした。2000年の頃、輸出還付金率の調整は全面的に『徹底的な還付金』の主張を捨て、産業政策によって輸出還付金率の調整を手配して、『隔たり輸出還付金率』に発展してゆく。

1.1 発展

(1) 1985年、初めて輸出還付金制度を確立した経済体制の改革について、中国は税収制度に

大きな改革を行った。1985年、工商税は物品税、增值税、営業税と塩税に分けた。商品の国際競争力を強めるため、1985年4月1日から、輸出製品に対して還付金や免税の企画が実施された。それは初めて中国の現代輸出還付金制度が確立されたことである。

(2) 1988年、輸出還付金制度の調整

1988年の前は、生産段階からの增值税と最後の物品税しか還付しなかった。1988年から、物品税類の輸出製品に総合還付金率を査定して、それに、この製品の税金情報によって、前の流通税を還付して、徹底的な還付金政策を実施した。しかし、物品税その物重複徴収の特徴から見ると、輸出製品の税金を全額還付するわけがない。それも1994年に增值税が実施された原因の一つにもなった。

(3) 1994年頃、輸出還付金政策の調整

1993年12月13日、国务院は《中華人民共和国增值税臨時条例》を通過させて、輸出商品に還付金と免税することになった。『還付するは徴収した税金と同じ』『徴収なければ、還付なし』の基礎原則に基づいて、輸出商品と輸出企業の場合によって、いろいろな税務対策が定められたし、輸出商品の零税率という優遇政策も実施されたし、輸出の時に納めるべき税金も免除できるだけでなく、前納めた税金も還付することになった。今回の調整を通して、殆ど輸出商品の『徹底的な脱税』を実現させた。新たな輸出還付金政策は輸出の励むことに大きな物を言って、1994年と1995年それぞれの輸出増加率は32%と23%，目覚ましく発展した。

しかし、輸出が目覚ましく発展するにつれて、いくつかのマイナスも現れた。主に税金の還付

規模が急増し、中央財政省は負担するのは難しい。増值税管理が複雑のせいで、実際の徴収率も60%にすぎない。ところが、その中の還付金の割合が大きい。1994年と1995年平均18%に達した；もう一つのは、輸出の脱税問題も深刻ことである。ですから、1998年7月1日、我国は輸出還付金率を16.63%から12.86%に30.77%下げた。それと同時に、当時の輸出増加率は前半年の44.2%から、後半年の8%に下がった。

(4) 1998年、輸出還付金政策の調整

東南アジア金融危機の影響のため、1999年7月1日、輸出還付金率は12.56%から15.51%まで、2.95%も引上げられた。それと同時に、当時の輸出増加率は前半年の4.7%下がりから、後半年の8%上がりまで、20.5%も引上げられた。輸出増加は直接に輸出還付金率の調整から影響を受けて、経済発展にも大きな物を言う。

(5) 2000年後、輸出還付金率政策の調整

2002年から、適用範囲は『免税、減税、還付金』に拡大され、生産型企業の自営と輸出商品頼みと経営権力のない生産企業から頼まれた輸出商品には、すべて『免税、減税、還付金』の方法で行われた。

2004年1月1日から、新たな輸出還付金方案が実施された。輸出還付金率政策調整の内容は：適切に輸出還付金率を下げ；中央財政省の輸出還付金にもっと力入れ；中央は地方政府と共に輸出還付金の新たな制度を引き受け；脱税と還付金は中央財政省が引き受け、2004年から全額利子補給という解決することになっていた。

2005年、輸出還付金について、その政策は調整された。今回の輸出還付金政策調整のことについて、主な原因は人民元切り上げの圧力ことである。人民元相場が安定を保って中国の経済に対して健康、持続的な発展の関係が重大であることを維持して、輸出は人民元が上がったことから巨大な影響を受けた。このにまちもさつもいかない局面を前にして、輸出還付金率は折衷案にさせられた。同時に、今回の輸出還付金率の調整はまた存分に外国貿易体制改革の促進し、外国貿易と経済のよりよく発展すること

も考えておき、例えばハイ・テクノロジー製品の輸出に対して輸出還付金率は下がったが、資源種類の製品は下がっただけでなく、取り消すまでのこともある。

1.2 特徴

輸出還付金政策の発展を回顧すれば、中国輸出還付金政策はいくつかの特徴がある。

(1) 輸出還付金税率の調整が比較的に頻繁だ

輸出還付金政策の核心は、輸出還付金率で、違う時期に経済の発展によって、輸出還付金率に対する調整は、全面的な升降手段もあるし、輸出商品の種類次第の構造性手段もある。1994年、財政税収制度は重大な改革をされ、国際慣例によって、輸出商品に零税率の政策を実施した。輸出商品に適用な還付金率というのは、その法定税率あるいは徴収率のことで、普通の納税者が購入した輸出の商品の還付金率17%と13%である。1995年から、大きな調整が始まって、1995年と1996年はそれぞれ輸出還付金率を引き下げて、1998年は1998年また大きな種類の輸出商品の輸出還付金率を上げた。輸出還付金は既に中国対外貿易調整の重要な手段の一つになった。輸出還付金率のときれない調整から見ると、中性税収主張はもう捨てられ、コントロール税収の政策は明らかになってきた。

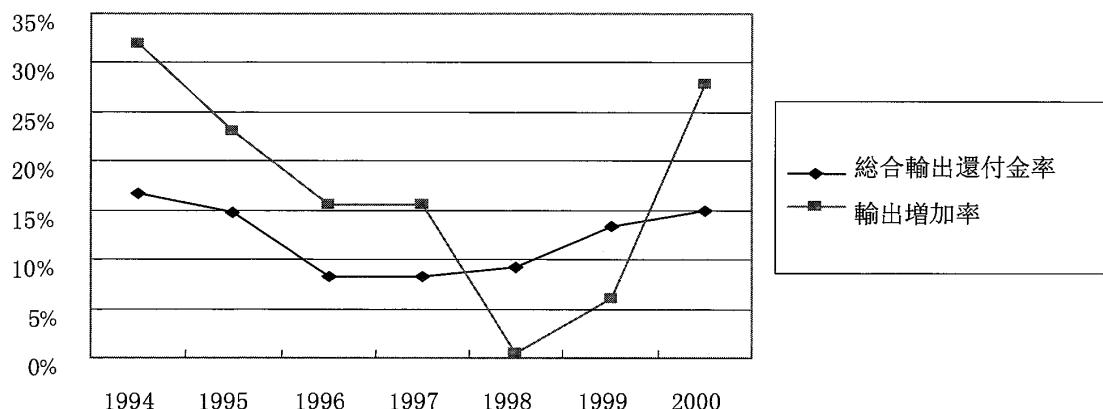
(2) 輸出還付金政策の調整は対外貿易に非常にかかっている

輸出還付は既に対外貿易の重要な手段の一つになった。輸出を励ませば、税率を引き上げ；輸出を抑えれば、税率を引き下げ；こういう手段がよい効果が収めた。1997年、アジア金融危機の衝撃を受けたため、中国の外国貿易輸出は厄介になって、その増加スピードも下がり続けた。ですから、1998年いくつか大きな種類の輸出商品の輸出還付金率を引き上げた。輸出還付金率は輸出増加率は同じ変化して、輸出還付金率を引き上げば、輸出の増加にも促進できますが、輸出還付金率を引き下げば、輸出に明らかに抑制することが分かる。（図1）

(3) 輸出還付金政策の調整は中央政府の財力に牽制され

中国輸出還付金額は、殆ど中央財務省が引き

図1 輸出還付金率は輸出増加率と比べる



受けたため、還付金規模が大きくなるにつれて、中央財務省もこれ以上引き受けることはできなくて、還付金規模を小さくするように輸出還付金率を引き下げるのは必要なことになって、それと同時に、我国の商品輸出にも抑える。1998年後、輸出還付金率が引き下がるにつれて、輸出商品も増えつつ、輸出還付金の規模も回復性的に反発した。実は、中央政府対立な選択にあった：輸出を励ませば輸出還付金率を引上げらなければならぬが、中央財務省はこんな大きな輸出規模を引き受けことはできない。（図2）

1.3 意義

(1) 経済増加の促進

国民経済うまく行くために輸出還付金はその調整の財政手段の一つである。国家は財政支出を増加して、輸出製品の還付金率を引上げたら、輸出企業の輸出コストも下げることができて、企業製品の国際競争力も高まる。輸出還付金率

が上がったため、外国貿易輸出企業のコストは下がって、このままでは海外輸出商品に対する需要量が増え、当然輸出が増えることに決まる。外国貿易乗数のため、輸出貿易の総量は増え、勿論、GDPもそれと一緒に『貿易乗数』で増えた。国内総生産の増加は、国内の消費市場を刺激した。

(2) 経済構成調整の促進

輸出還付金は商品によって、輸出還付金率を確立してから、それに関する産業にも影響を与える。その中で大切なのは、税収と利潤と消えては生き、生きては消えの関係である。輸出還付金政策は隔たり還付金率を通して、援助したい産業に高い還付金率を与えて、生産者の利潤を増加する。利潤を通して、資源配置の調整を実現して、資源を援助した産業へ移動させ、ですから、産業構成の調整を実現させる。現在の傾向はハイテクの製品に対して、かなり高い還付金率を確立し、資源類の製品には殆ど輸出還

図2 輸出還付金の増加スピード、財政の中で還付金の割合と輸出増加スピード

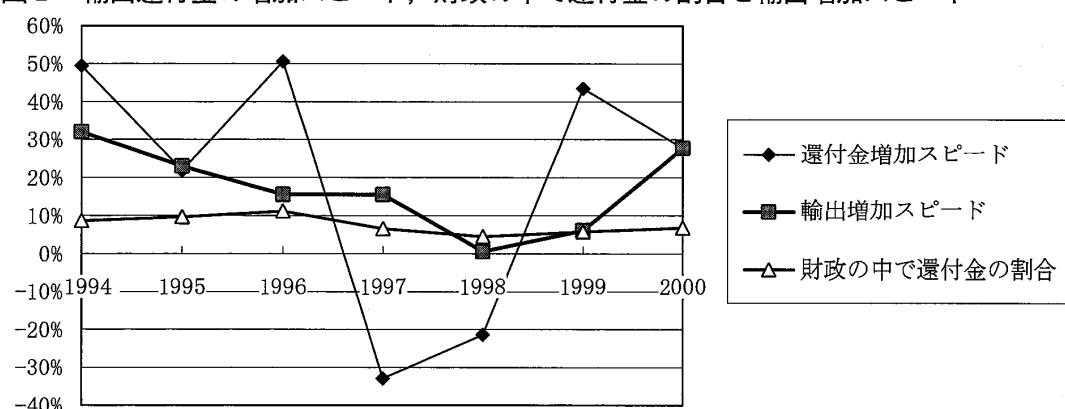


表1 1994-2001年我国の輸出還付金について

	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001
輸出還付金額(億元)	450	550	828	555	436	627	1050	1071
総合輸出還付金率(%)	14.2	10.5	5.9	—	10.0	15.0	—	14.75
輸出額(億米ドル)	1210	1488	1510	1828	1838	1949	2492	2662
増加率(%)	31.9	22.6	1.5	21	0.5	6.1	27.8	6.8

(注) データは『1994年から2001年までの《中国統計年鑑》、《中国財政年鑑》』から。

2001年輸出還付金額と輸出還付金率は実際のデータ。

付金を取り消した。

2 輸出還付金方法の問題

税金制度の改革が始まったこの十数年来、中国の輸出還付金政策は、対外貿易の発展に大きな物を言った。しかし、輸出還付金方法について、実際にもいろいろな問題が出てきた。還付金率の引き下げにつれて、それは輸出還付金の過程からの輸出徴税と、中央や地方の利益関係はっきりしてないことである。

2.1 輸出徴税の問題

(1) 輸出徴税

現在、生産企業の輸出商品は『免税、減税、還付金』を採用している。この方法は『徴収から還付』より、企業資金を自由させる良い点があるし、資金の運営コストも下げるし、かなり製品の国際競争力を強めた。でも、そういう方法もマイナスがある：企業は輸出還付金を計算すると同時に、輸出徴税問題も出てくる。このようなマイナスは製品輸出には、よくないことになって、中国は輸出補助¹がないので、かえって輸出の計算の時に輸出徴税問題が出てくる。

現在の企業は『免税、減税、還付金』の方法で輸出還付金を計算する時、輸出製品向きな増

值税率は還付金率は一致してないと、この税額の一部分は製品コストに入れ、つまり還付金額がないことである。その中で：

$$\text{還付金なし額} = \text{輸出商品の FOB} \times (\text{徴税率} - \text{還付金率}) \quad (1)$$

でも、実際の業務にこんなことがよく出てきた：生産企業、特に原料輸入加工企業とハイテク企業の製品が全部輸出して、しかも『免税、減税、還付金』の方法によって輸出還付金を計算する時、還付金はないだけでなく、税金を納めることもある。どうして企業の輸出還付金は逆に輸出徴税になるのか？ 原因は還付金なしの税額計算方法が違う。

製品の価値は二つがある、一つは生産過程で消耗した生産資料の価値を補償する；もう一つは作られた新たな価値、つまり増値額。ですから、輸出価格は二つがある：

$$P = C + \Delta V \quad (2)$$

その中で、 P =製品輸出のFOB； C =注文品物と労務支出； ΔV =増値額

公式(2)を公式(1)に代入すれば、還付金なしは次のように示す：

$$\begin{aligned} \text{還付金なし額} &= (C + \Delta V) \cdot (\text{徴税率} - \text{還付金率}) \\ &= C \cdot (\text{徴税率} - \text{還付金率}) + \Delta V \cdot (\text{徴税率} - \text{還付金率}) \end{aligned} \quad (3)$$

公式(3)から見ると、現在の方法によって、還付金なし額を計算する時、実は、その二つも収入の税額から乗り換えてきて、つまり外製品が引き受けた収入の税額と製品が輸出の時に増値した部分。ですから、企業の自製品が輸出してから、現在の方法によって輸出還付金を計算する時、製品の輸出価値に基づいて輸出還付金を計算するので、もし輸出還付金率は徴税率より低いだとすれば、製品の増値価値の一部は収

¹国際慣例とWTO規則によって、輸出還付税は輸出商品が税金納めず国際市場に入られるという手段で、輸出補助ではない。輸出励みと経済発展促進から見ると、輸出還付金は長い間続くべき物ですが、財政資金が足りないせいで、還付金規模はますます拡大して、輸出製品を調整したり人民幣切り上げるなど原因で、1997年から我国は何度も輸出還付金率を調整したが、輸出還付金の計算方法は変わったことがない。生産企業の製品輸出は、『免税、減税、還付金』という方法で続いている。

表2 2002～2004年輸出統計簡略表 単位：億米ドル

	2002	2003	2004
一般貿易	1362 (1291.2)	1820.3 (1877)	2436.4 (2482.3)
原料輸入加工	1324.6 (880.3)	1875.2 (1238.2)	2594.2 (1680.2)

(注) データは中国経済情報網から。括弧内は当時の輸入データ。

入の税額として乗り換えてくる。この収入の税額の超額回転こそ、輸出徴税の問題になった。

その中で：

$$\text{輸出過程徴税額} = \Delta V \cdot (\text{徴税率} - \text{還付金率}) \quad (4)$$

(2) 輸出徴税規模の予測

2002から2004年までの輸出入データによつて、徴税規模を予測すると、データは表2のように示す。ここはただ原料輸入加工方式の輸出商品の輸出徴税規模²の予測だ。

原料輸入加工貿易で商品を輸出する時、原材料Cは殆ど海外から調達して、国内調達部分 αC はただの生産アクセサリにすぎない。ですから、原料輸入加工貿易の調達コストは全部C $(1+\alpha)$ で示す。業界によって、原料輸入加工貿易について、国内から調達したアクセサリの割合が異なっていたため、相対的に $\alpha=25\%$ という平均値をとつておく。

輸出過程に増価額の確認。増価税とは、生産と流通段階の増価額に課税することで、原料輸入加工過程の増価額は、当時の輸出差額で決める。

徴税率と還付金率。原料輸入加工貿易商品は増価税率はほぼ17%で、それからの三年の平均輸出還付金率はそれぞれ15%, 15%, 13%である。

公式(4)によつて、2002年から2004年まで、原料輸入加工貿易の輸出徴税額は合計約255億元(表3のように示す)。もし普通の貿易も一緒に考えていれば、このデータも倍になるかもしれない。

²我が国の輸出還付金率は一般貿易と原料輸入加工方式で輸出商品に使える。一般貿易には、外国貿易会社の輸出商品輸出還付金対策は生産企業のと異なっている。

しかし、輸出統計にはあまりはっきりしてないから、一般貿易の輸出徴税問題も予測に難しい。

2.2 免税額、減税額の計算方法についての問題 —中央と地方の利益争い

(1) 現在、免稅額、減税額の計算方法についての問題

現在の『免税、減税、還付金』について特に深刻なマイナスは、『免税額、減税額』の中で、『減税額』だけでなく、『輸出過程免税額も含んでいる』。それをもとにして、増価税を調整して、中央が地方への還付規模も拡大される。『免税、減税、還付金』によって、国内販売する商品が納める税額は減税され、地方財政の利益に影響を与えて、中央財務省は減税額の規模によって、適当な補償すべきだ。ですから、減税の精確さはよりよく中央と地方の財務利益にとりわけ重要だ。

現在の文献精神³によりますと、『免税、減税、還付金』の『免税』とは、生産企業自分の商品が輸出する時、輸出過程の増価税が免税することである。ですから、輸出過程に『免税』は徴税計画に入れはしない；減税とは、生産企業自分の商品が消耗した原材料部品など返すべき税金と国内販売する商品が納めるべき税額のことである。ですから、『減税額』こそ増価税収入の要素だ。国内販売商品が納めるべき税額を確認すれば、本当の減税額も出てくる。

しかし、現在の『免税額、減税額』の計算方法は以上のと違う。実際業務によく見られるのは、商品は国内販売なしには、減税額はないはずだ。

しかし、現在の方法で計算すれば、免税減税還付金額にも出た。それは、現在の免税減税額の計算方法は、本当は輸出過程の免税額も含んでいる。現在の慣例によると、免税減税額=輸出商品FOB×還付金率-還付すべき税金率。こ

³《更に輸出商品に免税減税還付金を実施するお知らせ》財産税番号(2002)7番。

表3 2002～2004年 原料輸入加工輸出徵税の予測

	(1)	(2)	(3)=(2)×α	(4)=(1)-(2)-(3)	(5)	(6)=(4)×(5)
	原料輸入加工 輸出額	原料輸入加工 輸出額	国内調達	輸出増値額	徵税、還付金 率差	輸出過程の 徵稅額
2002	1324.6	880.3	220	224.3	2%	4.5
2003	1875.2	1238.2	310	327	2%	6.5
2004	2594.2	1680.2	420	494	4%	19.8

れを公式2に入れたら、免税減税額は：

$$\begin{aligned} \text{免税減税額} &= (C + \Delta V)t_{\text{退税率}} - T_{\text{出口退税率}} \\ &= C \cdot t_{\text{退税率}} + \Delta V \cdot t_{\text{退税率}} \\ &\quad - T_{\text{出口退税率}} \end{aligned} \quad (7)$$

增值税原理によると、公式(7)の中の $\Delta V \cdot t_{\text{退税率}}$ は輸出過程の免税減税額で、税務機関はそれを徴収して倉庫に入れないで、国内販売の商品でを税額を納めることもない。

ですから、免税減税額は税収収入の調整根拠として扱われては、きっと中央が地方財政に対する返還の数量を増大することに決まっている。

(2) 本当の減税額の規模

免税減税額の中で、本当に增值税収入と中央や地方の財政利益に影響を与えるのは輸出過程の免税額以外の減税額だ。免税減税額は增值税収入と中央や地方の財政利益の基数にとしては、增值税の税収企画にも影響を与えて、中央が地方への還付規模も拡大される。国家税務総局の統計によると、2002年から2004年までの3年間に、免税減税額は合計 1868.6 億元（表4のように）。輸出過程の免税額も含んでいたため、このデータは本当の『減税額』を示すことはできない。

表2のデータから見ると、原料輸入加工貿易によって輸出還付金を計算して、2002-2004年の免税減税データを推定する。原料輸入加工貿易によって、企業加工後の製品は、すべて輸出

表4 2002～2004年輸出還付金と免税減税額

単位：億元人民幣

	2002年	2003年	2004年
1. 輸出商品增值税	-738.2	-1419	-1439.8
2. 免税減税は增值税を調整	-514.5	-609.1	-745

データは国家税務総局ページから

に用いて、ほとんど国内販売していない；国内調達したアクセサリは全部の材料のコストの割合が小さくて、引き受けた収入の税額は少ない。ですから、理論的に原料輸入加工輸出商品の減税額はないはずで、原料輸入加工輸出商品から計算できた『免税減税調減增值税』は、ただ輸出過程の免税額にすぎないで、本当の免税減税額ではない⁴、『免税減税調減增值税』（表4）から除くべきだ。計算の結果（表5のように）から見ると、2002～2004年国家税務局から公表された『免税減税調減增值税』は 1868 億元だったが、原料輸入加工貿易は 1469 億元もでっちあげて、でっちあげ率は約 78% だった。しかし、本当の減税額はただの 399 億元にすぎない。免税減税のでっちあげはマイナスが二つある。一つは增值税率の実際徴収入庫が減ること；もう一つは增值税はとも税なことで、中央政府は捏ね上げの 25% を地方政府⁵に還付しなければならないので、中央が地方への還付規模も拡大されるに決まってる。

2.3 まとめ

計算方法のミスで、生産企業の輸出還付金は徴税と免減税額から誤差のマイナスも出てくる。この二つのマイナスは、我が国の輸出励む政策よくない影響をもたらすだけでなく、中央が地方財政に対する增值税の還付規模も拡大された。生産企業は製品輸出の主体になるにつれて、問題も日々明らかになってくる。ですから、現在の生産企業の輸出還付金方法を修正するこ

⁴ 原料加工貿易の国内調達と販売規模が小さい現実も考えていれば、普通、本当の減税額は一般貿易からだ。

⁵ 中国では、增值税は中央と地方のとも税の一種で、中央はその中の 75%，地方の方は 25%。

表5 2002-2004年本当の減税額の予測

	原料輸入 加工の 輸出額	原料輸入 加工の 輸入額	国内 仕入れ	免税 減税額	不戻税 額項税額	戻税 額	免税 減税額	免税減税 調減増值 税	虚増 免額額	本当の 減税額
	a	b	c=b×α	d	e	f	g=d-f	h	i=g	j=h-i
2002	1324.6	880.3	220	551	73	236	315	514.5	315	199
2003	1875.2	1238.2	310	790	105	330	460	609.1	460	149
2004	2594.2	1680.2	420	982	302	288	694	745	694	51
合計	5794	3798.7	950	2323	1334	854	1469	1868.6	1469	399

説明：a-c 空欄の数字単位は億ドル；ドルと人民幣の相場は為8.27；他の空欄の数字の単位は億元人民幣；d=(a-b)×相場×還付金率；e=(a-b)×相場×徵稅還付金率差；f=c×相場×17%-e

とは迫る。問題解決の順序は。輸出徵稅問題と『減税額』の誤差を避けるように、現在もっている『免税、減税、還付金』方法の上で、生産企業輸出製品の価値と還付金率を繋がる。

3 この先、中国輸出還付金政策変化への展望

(1) 輸出還付金は既に政府経済マクロコントロールの重要な手段になった。

1997年、1997年の東南アジア金融危機の時に、中国は人民幣の引き下げ政策ではなくて、輸出還付金率を引き上げ政策をとった。それと同じ、もし現在中国の経済過熱化徵候になれば、最も相応しい策略の1つは輸出還付金率を引き下げる事だ。

(2) 輸出還付金率は下がる可能性は低い

それは中国経済発展増加の对外依存度の次第だ。輸出を抑えるのは、きっと中国経済の長い間に発展安定にマイナスをもたらすに決まってる。原材料と鉱物製品、非再生資源は大幅に引き下げ、更に輸出還付金を取り消しまで、ハイテクがあまり引き下げないという『選択せい輸出還付金率引き下げ』政策を実施する可能性がある。

(3) 中央と地方の利益隔たりは、輸出還付金政策の運命を決める

1994の税制改革から、輸出還付金はずっと中央財政省が全額支払って、その負担の重さは、ずっと地方政府が一部の輸出還付金を負担することに望んでる。2004年1月1日、新しい輸出還付金政策によって、中央と地方は増值税の

75:25の割合で、共に負担することになっていった。しかし、このような分担責任は地方政府に強く反対されて、甚だしきに至って、ある地方政府は新しい輸出企業の建設を阻止した。2005年、国务院から《中央と地方の輸出還付金に関する責任構成の修正》という政策が実施され、2005年1月1日から、中央と地方の輸出還付金超基数責任割合は、75:25から92.5:7.5になって、中央政府と地方政府の激しい争い局面はやっと結果が出た。しかし、この調整は根底的に問題の根源を変わることもないで、新しい責任割合はしばらくの対策かもしれないで、長い間に安定な輸出還付金責任制度になるはずがない。